

『2020年において国家知的財産戦略を更に実施し、知的財産強国の建設を加速するための推進計画』の印刷配布に関する
国務院知的財産戦略実施事業部局間連席会議弁公室の通達

発表時間：2020-05-15

国知戦連弁〔2020〕5号

中央組織部、中央宣伝部、中央政法委、中央網信弁、最高人民法院、最高人民検察院、外交部、発展改革委、教育部、科技部、工業・情報化部、公安部、司法部、財政部、人力資源社会保障部、生態環境部、農業・農村部、商務部、文化・観光部、衛生健康委、人民銀行、国資委、税関総署、市場監督管理総局、広電総局、統計局、国管局、中科院、銀保監会、証監会、国防科工局、林業・草原局、郵政局、中医薬局、知識産権局、中央軍委装備発展部、貿促会、中国科協へ

国務院知的財産戦略実施事業部局間連席会議の同意を得て、『2020年において国家知的財産戦略を更に実施し、知的財産強国建設を加速するための推進計画』を印刷配布し、真剣に貫徹実施されたい。

これをもって通達とする。

国務院知的財産戦略実施事業部局間連席会議弁公室

(国家知識産権局代印)

2020年5月13日

2020年において国家知的財産戦略を更に実施し、
知的財産強国建設を加速するための推進計画

一、知的財産権分野の改革の深化

(一) 知的財産権政策の改革と完備化

1. 知的財産権サービス業の上質な発展を促進するための政策文書を制定して打ち出し、知的財産権サービス産業の集積区の建設を高い水準で推進し、サービス産業のブランド機構を築き上げる。（知識産権局が担当する）
2. 全面的革新改革試験における知的財産権保護の取組を複製し、普及させ、8の改革試験区に「地域横断的な知的財産権遠隔訴訟プラットフォームの確立」「全方位な証拠サービスを提供する知的財産権公証サービスプラットフォームの確立」等の改革を押し広める。（最高人民法院、司法部、知識産権局、中央宣伝部が職責により各自担当する）
3. 『大学の専利品質向上による転化運用促進の若干意見』を公布する。（教育部、知識産権局、科技部が担当する）
4. 『国家知的財産権試行モデル大学の建設活動の組織・実施に関する通知』を公布する。（知識産権局、教育部が担当する）
5. 『中央企業における知的財産権活動の高品質な発展推進に関する指導意見』を公布する。（国資委、知識産権局が担当する）
6. 知的財産権（専利）集約型産業の付加価値に係る決算・発表の仕組みの確立を促進する。知的財産権製品の算定方法を完備させ、知的財産権製品に関する統計制度を完備させる。（統計局、知識産権局が担当する）
7. 知的財産の軍民融合試行活動を推進し、国防分野の知的財産の代理・受理、転移・転化、権利擁護・保護等に係る軍民融合活動の仕組みの定着を加速する。知的財産の相互転化活動の仕組みを確立する。（中央軍委装備発展部、知識産権局が担当する）
8. 『新情勢における国防分野の知的財産権活動の強化に関する意見』を打ち出す。（中央軍委装備発展部、知識産権局、財政部、国防科工局が担当する）
9. 『国防分野の知的財産管理規定』『軍用コンピューターソフトウェア著作権登記業務暫定規則』を打ち出し、『国防専利機密指定・指定解除業務規程』『国防専利行政法執行弁法』『国防専利代理管理弁法』を制定する。（中央軍委装備発展部、知識産権局、財政部、国防科工局、中央宣伝部が担当する）

10. 国防科技工業重大科研プロジェクトに関する知的財産権評定と報告制度を確立する。（国防科工局、知識産権局が担当する）

11. 企業名称登記管理改革を引き続き深化させ、『企業名称登記管理規定』の改正を推進し、企業名称の規範化管理を強化し、馳名商標、有名企業の屋号、中華老舗等商業標章の保護を強化する。（市場監督管理総局が担当する）

12. 『中科院所属機関の知的財産権管理弁法』を打ち出す。（中科院が担当する）

（二）知的財産権分野の「放・管・服」（行政のスリム化と権限委譲、緩和と管理の結合、サービスの最適化）改革の深化

13. 知的財産権保護の適切な強化に関する中央権限の政策文書制定の関連活動を開始するよう検討する。（財政部、知識産権局が担当する）

14. 『知的財産権分野の「放・管・服」改革の深化と優れたビジネス環境構築に関する実施意見』を徹底し、国内ビジネス環境評価を合わせて実施する。（知識産権局が担当する）

15. 知的財産権公共サービスネットワークの有効な運用を保障し、業務サービス、政務サービスと情報サービスの「ワンストップ処理」を推進する。（知識産権局が担当する）

16. 知的財産権情報の公共サービスの基幹ネットワーク建設を強化し、技術とイノベーションサポートセンター（TISC）30社及び大学発国家知的財産権情報サービスセンターを新規建設する。知的財産権ビッグデータセンター及び公共サービスプラットフォームの起案作業を推進する。知的財産権の基礎情報・リソースプラットフォームの統合活用を押し広め、基礎データの公表と共有を促進し、社会的機構に対して情報リソースの深層開発を進めるよう指導、支援する。（知識産権局、教育部が担当する）

17. 「藍天」特別摘発行動を掘り下げて推進し、知的財産権の不法代理を撲滅する。（知識産権局が担当する）

18. 著作権登録事項を整理し、便利化のレベルを高め、コンピューターソフトウェア著作権の登録を最適化し、全国において統一的な著作権登録情報公示照会システムを確立できるよう模索する。（中央宣伝部が担当する）

19. 著作権集団管理組織及び域外著作権認証機構に対する管理を規範化する。（中央宣伝部が担当する）

20. 認証分野への「2 ランダム、1 公開」の監督管理活動を厳正に実施し、知的財産権認証に対する監督管理力を増強する。（知識産権局、市場監督管理総局が担当する）

21. 輸出入貨物における知的財産権状況の事前確認制度を引き続き推進し、輸出貨物の専利紛争の担保・通行の対処中において、第三者機構が荷主と荷受人に逆担保サービスを提供することを許容する。（税関総署が担当する）

二、知的財産権保護力の増強

（一）法律・法規・規程の完備

22. 『専利法』の改正に協力し、『専利法実施細則』の改正を推進し、『専利審査ガイドライン』を改正し、関連分野の審査基準を完備させる。商標、地理的表示関連の規程、規範性文書の制定・改正活動を加速する。知的財産権基本法の研究を強化する。（市場監督管理総局、知識産権局が担当する）

23. 『著作権法』の改正に協力する。（中央宣伝部、広電総局が担当する）

24. 専利、商標、営業秘密、反不正競争等分野の知的財産権に関する民事・刑事訴訟の司法解釈の起草作業を推進する。『知的財産権の侵害に関する刑事事件の処理における法律の具体的な適用の若干問題に関する解釈（三）』を制定し、『知的財産権の侵害に関する刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見』『公安機関が管轄する刑事事件の立件追訴基準に関する規定』（一）（二）を改正する。（最高人民法院、最高人民検察院、公安部が担当する）

25. 『国防専利条例』の改正を加速し、国防専利紛争の司法解釈の制定を促進する。（中央軍委装備発展部、国防科工局、知識産権局、最高人民法院が担当する）

26. 『植物新品種保護条例』『植物新品種保護条例実施細則』の改正を促進する。（農業・農村部、林業・草原局が担当する）

27. 『生物遺伝資源獲得と利益配分の管理条例』の立法活動を推進する。（生態環境部が担当する）

（二）保護の長期効果化の仕組みの建設の強化

28. 2020-2021年『知的財産権の保護強化に関する意見』の貫徹実施の推進計画を制定、実施し、活動の仕組みを完備させ、統括調整を強化し、督促・指導及び実績評価を強化する。（知識産権局が担当する）

29. 知的財産権保護センター建設のための配置を最適化する。知的財産権擁護支援の公共サービスプラットフォームの建設を強化する。（知識産権局が担当する）

30. 「インターネット+」をめぐる知的財産権保護を掘り下げて推進し、情報技術手段の活用を強化する。（知識産権局が担当する）

31. 知的財産権仲裁機構と調停組織を大いに育成し、調停制度・規範を完備させる。中国貿促会調停センターの知的財産権ブランチセンターの設立を推進する。（知識産権局、司法部、貿促会が担当する）

32. 知的財産権保護に関する社会満足度調査を引き続き実施する。（知識産権局、中央政法委が担当する）

33. 新業態、新分野での著作権事件の調査対処方式の確立を模索し、権利侵害・海賊版行政処罰事件の情報を法により適時に公開し、インターネット上の著作権保護の社会化監視仕組みを確立する。（中央宣伝部、広電総局が担当する）

34. ソフトウェア正規版化活動の仕組み及び検査評価制度を完備させ、政府機関でのソフトウェア正規版化活動の成果を定着させ、重要業種と重点分野での正規版ソフトウェア使用を促進し、ソフトウェア正規版化活動の督促・検査を強化する。（中央宣伝部、工業・情報化部、国管局が担当する）

35. 司法機関との情報共有、事件状況通知、事件移送制度を確立、健全化し、事件移送基準と手続を完備させ、侵害・模倣品に対する追跡とチェーン型な取締を強化する。（中央宣伝部、公安部、税関総署が職責により各自担当する）

36. 生物多様性保護の監督管理プラットフォーム及び生物遺伝資源関連の伝統知識データベースを完備させる。（生態環境部が担当する）

37. 中国無形文化遺産伝承層向けの研修・ワークショップ・教育計画、伝統クラフト振興計画等活動を基に、無形文化遺産伝承層に対する知的財産権教育を引き続き強化し、保護の意識を高める。（文化・観光部が担当する）

38. 中薬伝統知識保護データベース及び保護名簿の構築を加速し、中薬伝統知識保護条例の制定を促進する。（中薬局、衛生健康委が担当する）

（三）知的財産の行政保護の強化

39. 商標権侵害の判断基準の導入を加速する。知的財産権の行政法執行・保護業務に係る指導体制の充実を図るとともに、専利権侵害紛争の行政裁定の模範づくり事業と知的財産権侵害紛争の検査・鑑定技術による支援システムの試行を推進する。知的財産行政法執行の典型的事例の選定と公表を行う。専利権侵害紛争の行政裁定と専利の権利確認プロセスとの間の連携メカニズムを確立する。（知識産権局が担当する）

40. 地理的表示の専門標識の更新作業を推進し、地理的表示製品の保護模範区域の建設を推進する。特別標識や公式標識の保護を強化し、北京冬季オリンピック、パ

ラリンピックの知的財産権に対する立体的な保護を与える。（知識産権局が担当する）

41. インターネット上の海賊版対策として、「剣網」特別行動を継続して実施する。（中央宣伝部、中央網信弁、工業・情報化部、公安部が担当する）

42. 商標・専利権侵害及び模倣品などの違法行為に対する集中的な法執行・保護措置を継続的に実施し、重点市場、重点地域及び重点製品に焦点を当て、事件の監督及び検査を強化する。（市場監督管理総局、知識産権局が担当する）

43. オンライン市場を規制するための特別行動を継続し、オンラインとオフラインの監督の統合を強化し、プラットフォームの主体としての責任を明確にし、インターネット上の取引の秩序を維持し、国境を越えた電子商取引を健全に発展させる。（市場監督管理総局、税関総署が担当する）

44. 不正競争行為を厳しく取り締まり、市場のかく乱、営業秘密の侵害その他の行為に対する法執行を強化し、地域を超えた市場のかく乱などの重大事例に対処するための統一的な取り決めを強化し、営業秘密などの知的財産への新しい保護モデルを模索する。（市場監督管理総局が担当する）

45. 信用に基づく文化・観光市場への規制メカニズムを確立し、オンラインパフォーマンス、オンライン音楽、オンラインアニメーション市場において、知的財産権の綿密な法執行活動を実施する。（文化・観光部が担当する）

46. 知的財産権の税関保護「龍騰 2020」特別行動を組織して実行し、「一帯一路」沿線の国と地域に係る侵害品輸出行為の特別是正活動を組織して実行する。知的財産の税関保護事件の業務指導体制を改善し、「2019 年中国税関における典型的知的財産保護事例」を公表する。（税関総署が担当する）

47. 国、省、市、県という四級の農業、林業・草原の植物新品種保護に係る法執行体制を徐々に確立し、改善する。（農業・農村部、林業・草原局が職責により各自担当する）

48. 速達業界の与信制度の構築を加速させる。郵送業者による知的財産権侵害商品の違法な受取りや発送行為を、法により取り締まる。（郵政局が担当する）

（四）知的財産の司法保護の強化

49. 知的財産裁判における「三合一」業務をより深く推進し、「三合一」業務に関する指導的意見を策定する。（最高人民法院が担当する）

50. 知的財産事件の裁判指導を強化し、裁定基準の統一化を推進する。知的財産の民事訴訟の合理化の試行を展開する。（最高人民法院が担当する）

51. 知的財産事件の監督メカニズムを改善し、発行裁判監督・審理違法監督・執行監督において専門裁判所とのシームレスなマッチングを実現する。知的財産刑事事件の集中管轄制度の確立を探る。知的財産侵害の刑事事件における権利者への権利義務の告知に関する試行への指導を強化する。（最高人民検察院が担当する）

52. 『知的財産侵害の犯罪事件の公訴における証拠調べのガイドライン』の策定を検討し、知的財産権を保護する検察当局の典型的事例や指針となる事例を適時に公表する。（最高人民検察院が担当する）

53. 知的財産の刑事法執行を強化し、「崑崙 2020」特別行動を組織して実施する。（公安部が担当する）

54. 知的財産犯罪の捜査を規制する体制を整備し、基本的な支援体制の構築を推進する。（公安部が担当する）

三. 知的財産の創造的利用の促進

(一) 知的財産権審査の品質と効率の向上

55. 専利審査能力の開発を強化し、品質評価メカニズムを改善し、高価値専利の審査期間を 16 ヶ月以内に短縮する。集中審査、優先審査、専利審査ハイウェイ、遅延審査などのモデルを改善する。（知識産権局が担当する）

56. 商標審査の品質を評価するための指標システムを最適化し、審査品質管理を改善し、商標登録の平均審査期間を 4 ヶ月に短縮する。商標登録円滑化改革を深化させ、商標評審・異議申立・取消などの電子化を推進する。AI 審査システムの開発を加速させ、審査における人工知能技術の応用を拡大する。（知識産権局が担当する）

57. 林業・草原の植物新品種の審査承認・権利付与メカニズムを改善し、保護リストと新品種のテスト範囲を拡大し、保護テスト機関を段階的に設置・改善し、テストガイドラインの作成を加速し、電子申告システムを構築・推進し、林業・草原の植物新品種の審査承認の知能化・円滑化改革を推進し、新品種のテスト機関及び寄託機関の建設を加速することを模索する。（林業・草原局が担当する）

58. 農業の植物品種の再審に関する規定の改正を早急に行い、品種権の保護と再審事件の審理手続きを改善し、再審の仕組みを改善し、審査の品質と効率を向上させる。（農業・農村部が担当する）

(二) 知的財産の品質志向の強化

59. 非正常な専利出願や悪意ある商標登録・商標の買いだめ行為を摘発するための長期的メカニズムを構築する。地方における実用新案・意匠・商標出願に対する援助や奨励の完全撤廃を推進する。（知識産権局が担当する）

60. 大学での職務科学技術成果公開制度と専利出願前評価制度を段階的に確立し、専利出願に対する援助や奨励を停止し、専利登録に対する奨励を大幅に削減し、段階的に廃止する。発明者やチームに対して、転化所得の割合を増やすといった「後補助」の方法で奨励することを可能とする。職位昇進、業績評価、職務任命、プロジェクト完了、人材評価、奨学金決定などの政策においては、短絡的に専利の出願件数と登録件数を考課内容とする現象を断固として排除し、専利の転化と運用の実績の重み付けを増加させる。（教育部、知識産権局、科技部が担当する）

61. 国の重大な科学技術プロジェクトに関連する分野の重大な技術専利への分析と早期警戒を深める。（科技部、知識産権局が担当する）

（三）知的財産の総合的運用の強化

62. 専利ナビゲーション実施ガイドラインを打ち出し、重点産業、重点産業クラスターの専利ナビゲーション業務を調整・推進する。産業データ、専利データに基づく新興産業の専利ナビゲーション意思決定体制を構築する。産業の知的財産発展状況に関する報告書を編成する。（知識産権局、発展改革委、科技部が担当する）

63. 商標、地理的表示の地域ブランド育成行動を展開し、地理的表示の運用促進プロジェクトを大々的に実施し、地理的表示による的確な貧困扶助への援助及び商標ブランド育成業務を着実に展開する。（知識産権局が担当する）

64. 団体商標、証明商標登録管理制度を整備し、地域ブランド構築を強化し、地域の経済発展を促進する。（知識産権局が担当する）

65. 専利と技術標準の融合試行の展開を模索する。（知識産権局、市場監督管理総局が担当する）

66. 財政支援の科学研究項目における専利情報開示制度の構築を促進する。国有企業・事業単位による知的財産資産管理制度の構築と健全化を促進し、知的財産価値評価体制を整備する。（知識産権局、科技部、国資委が担当する）

67. 知的財産金融サービスの総合的な試行を展開し、知的財産担保融資業務のモデルを整備する。保険会社による知的財産に関する保険製品の開発を奨励する。知的財産権に係る担保・リスクの補償体制を整備し、融資担保会社が知的財産に適した担保製品を開発するよう奨励する。（知識産権局、人民銀行、銀保監会が職責により各自担当する）

68. 中小企業における知的財産戦略推進プロジェクトを着実に実施する。（知識産権局、工業・情報化部が担当する）

69. 知的財産による民営企業の革新・発展へのサポートに関する若干の措置を全面的に実行し、優位性のあるモデル企業の育成業務を展開する。（知識産権局が担当する）

70. 知的財産担保情報プラットフォームのシステム構築の第1ステージを開始する。（発展改革委、知識産権局、中央宣伝部、銀保監会が担当する）

71. 企業が知的財産会計情報の開示業務をしっかりと実行するよう積極的に指導する。上場企業が知的財産情報の開示に関連する規定を厳しく実行するよう督促する。知的財産の証券化試行の推進を加速し、上海、深セン証券取引所等の関係単位による知的財産の証券化業務の展開を促進する。（財政部、知識産権局、証監会が職責により各自担当する）

72. 無形文化資産の合理的な開発利用を積極的に模索し、文化創意、設計サービス及び関連産業の融合発展を推進する。（文化・観光部が担当する）

73. 重大疾患、希少疾患、特殊団体等市場の原動力が不十分な臨床薬の需要に注目し、模造奨励医薬品目録第2弾を選出して公表する。（衛生健康委が担当する）

（四）知的財産の移転・転化の強化

74. 知的財産運営プラットフォームの種類別の管理をしっかりと実施し、重点都市における知的財産運営サービス体系の構築を加速する。（財政部、知識産権局が職責により各自担当する）

75. 『イノベーション過程における知的財産管理規範』という国家標準の草案を作成し、『企業知的財産管理規範』という国家標準を改正し、企業、大学、科学研究機構、専利代理機構の標準貫徹業務を規範化かつ最適化する。（知識産権局、市場監督管理総局が担当する）

76. 国際著作権保護取引プラットフォームを構築する。（中央宣伝部、広電総局が担当する）

77. 大学、科学研究院に依託し、技術移転と知的財産管理運営を一体にした一連の専門機構を立ち上げ、テクニカルマネージャーの育成を模索する。大学と第三者の知的財産運営サービスプラットフォームとの協力を奨励し、大学が職務設置管理関連規定に従って技術移転・転化シリーズの技術職と管理職を自発的に設置するよう支持する。（教育部、知識産権局、科技部、工業・情報化部、中科院が職責により各自担当する）

78. 科学研究者への職務科学技術成果所有権又は長期的使用権付与の試行業務を始動する。国家科学技術成果移転の誘導ファンドを引き続き実施する。（科技部が担当する）

79. 中科院の管轄単位による標準貫徹業務の展開を促進し、知的財産の全プロセス管理モデルを広く実行する。知的財産サービスネットワークを整備し、既存専利の価値を掘り下げ、中科院の科学技術成果移転誘導ファンドに依託して科学技術成果の移転・転化を促進する。（中科院、知識産権局が担当する）

80. 軍事工業技術普及の特別奨励性事後補助を実施し、『国防科学技術工業の知的財産権転化目録（第6弾）』を打ち出し、『国防科学技術工業の知的財産権転化目録』（第1～5弾）に対する効果調査を展開する。2019年国防科学技術工業専利の年次報告書を編成する。（国防科工局、知識産権局が担当する）

81. 中国デジタル著作権保護技術に関する国家標準の立件をめぐる研究を展開し、専利、技術及び標準の国際化を推進し、産業生態エコシステムを構築し、ラジオ・テレビやインターネット視聴の著作権保護分野における人工知能、ブロックチェーン等の新技術の活用を促進する。（広電総局が担当する）

四、知的財産に係る国際交流協力の深化

82. 多国間主義を維持し、重点国家、地域及び国際機関との知的財産に関する交流・協力を安定的に推進する。世界知的所有権機関、世界貿易機関等多国間の枠組みでのグローバル・ガバナンス及び規則制定に積極的に参加する。自由貿易協定の知的財産章に関する交渉に積極的に参加する。放送機関の保護に関する条約の制定交渉に積極的に参加しかつその進展を促進する。（知識産権局、外交部、商務部、中央宣伝部、最高人民法院、市場監督管理総局、広電総局、林業・草原局、貿促会が職責により各自担当する）

83. 中米経済貿易協定の知的財産章に関する業務の第1ステージを真剣に実行する。中欧地理的表示協定の発効のための技術的準備をしっかりと行う。（商務部、外交部、知識産権局が職責により各自担当する）

84. 2020年「一帯一路」知的財産ハイレベル会議をうまく進行させる。（知識産権局、中央宣伝部、外交部、商務部が担当する）

85. 発展途上国向けの知的財産に関わる学位取得のための教育・研修を引き続き展開する。（知識産権局、教育部が担当する）

86. 国家海外知的財産紛争対応指導センターの効率的な運営を促進し、一連の地方と海外支社を構築・配置する。海外展示会における知的財産総合サービス体制を引き続き整備する。（知識産権局、貿促会が担当する）

87. 法執行に関する国際交流・協力を推進し、中欧知的財産保護の重点行動を展開する。米国、EU連合、ロシア、日本、韓国等の税関との法執行協力体制の構築を強化し、「一帯一路」沿線国の税関との協力を重点的に拡大する。国際刑事警察機

構、各国の法執行部門との交流協力を強化し、重点事件をめぐって共同法執行行動を展開する。（最高人民検察院、公安部、税関総署が職責により各自担当する）

五、トップレベル設計と実施組織の強化

（一）知的財産戦略の計画と実施の強化

88. 知的財産強国戦略綱要の制定を加速する。地方による知的財産戦略実施の総括的調整体制の整備を引き続き促進する。（連席会議弁公室、連席会議の会員単位が担当する）

89. 『「十三五」国家知的財産保護と運用計画』の実施に関する総括・評価を展開し、「十四五」計画の編成業務をしっかりと行う。（知識産権局が担当する）

90. 知的財産の高品質発展業務ガイドラインを制定し、知的財産強省・強市、強企業の建設を深化させる。（知識産権局が担当する）

91. 『製造業の知的財産行動計画（2018-2020年）』を実行し、『工業・情報化部による2020年知的財産推進計画』を打ち出しかつ実施する。（工業・情報化部が担当する）

92. 『林業・草原における「十四五」知的財産計画』を制定し、知的財産強国の林業・草原建設の加速に関する推進計画の実施を組織し、『2019年中国林業・草原知的財産年次報告書』を編集・出版する。（林業・草原局が担当する）

93. 『中科院による「十四五」知的財産発展計画綱要』を編成する。（中科院が担当する）

（二）知的財産事業発展の基礎の強化

94. 専門技術人材の知識更新プロジェクトの実施に依託し、知的財産権分野における専門技術人材育成・研修業務への支持を強化する。知的財産専門の職階関連業務をしっかりと実施する。知的財産行政管理者の交代研修業務をしっかりと実施する。（人力資源社会保障部、知識産権局が担当する）

95. 特色ある知的財産シンクタンクの構築推進を加速する。（知識産権局が担当する）

96. 条件の揃った大学における学部レベルでの知的財産専攻の開設を支持し、一連の知的財産に係る一流の専攻建設拠点を打ち出し、一連の知的財産の「一流コース」を創り出し、条件の揃った高等職業学校による知的財産管理の関連専攻の開設を指導する。（教育部が担当する）

97. 知的財産人材の導入・育成への支持を更に強化する。党・政府指導幹部と中央企業指導者グループの考査において、知的財産関連業務の業績を重点的に把握す

る。幹部への知的財産研修業務の強化を引き続き指導する。（中央組織部が担当する）

（三）知的財産文化の大々的な提唱

98. 世界知的所有権の日、全国知的財産宣伝ウィーク、中国専利ウィーク、著作権宣伝ウィーク、中国知的財産年会、中国知的財産保護ハイレベルフォーラム、中国インターネット著作権保護・発展会議、中国国際専利技術と製品交易会、中国国際設計博覧会、中国国際著作権博覧会、2020年国際著作権フォーラム、国際知的財産保護協会（AIPPI）による国際総会2020の開催をしっかりと組織し、上海知的財産国際フォーラム知的財産国際フォーラム等のイベントの順調な開催を支持する。中国知的財産保護成果の海外展示の組織を模索する。（知識産権局、中央宣伝部、林業・草原局、税関総署、貿促会が担当する）

99. 知的財産に関連する知識の普及教育を拡大し、小中高校における知的財産教育業務を深化させ、全国大学生著作権作文コンクールを引き続き展開する。（知識産権局、教育部、中央宣伝部が担当する）

100. 全国科学技術イベントウィーク、全国科学普及デー等の重点的な科学普及イベントに依託し、知的財産の科学普及業務を推進する。知的財産の関連内容を様々なクイズ大会に取り入れる。（科技部、中国科学技術協会が担当する）。上記各任務分担の中で、複数の部門が担当する場合、最初に掲げた部門を筆頭部門とし、その他を参画部門とする。

出所：国家知識産権局ウェブサイト

http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2020-05/15/content_5511913.htm

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

